

令和5年度の取組みについて

事業主体	重点的な取組み	支援目標		【取組イ】	【取組ロ】	【取組ハ】	【取組ニ】
		耐震診断	耐震改修	戸別訪問等の方法により、住宅所有者に対して、直接的に耐震化を促す取組み	耐震診断を支援した住宅に対して、耐震改修を促す取組み ※直後および1年程度経過時に行うこととする。	改修事業者等の技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み ※下記に加え、改修事業者のリストを補助申請窓口を設置、HPに掲載する。	耐震化の必要性に係る普及・啓発 ※下記に加え、県及び市町で、チラシ、リーフレットによる耐震化の必要性及び補助制度内容を周知する。
香川県	・事業者の技術力向上を図り、低コスト工法を普及(①)・これまで住宅の耐震化に関心の無かった県民の掘り起こし(②)	-	-	市町職員に、戸別訪問又はDMによる働きかけをしていただけるよう、積極的に促す(②)	コストが予算を超過することで耐震改修を断念するケースが多いため、低コストで工事を実施する方法等を、市町職員に周知し、窓口で助言等していただく。(③)	・改修事業者等向けの講習を開催(①③)・建築士による個別相談会の実施が困難な市町に対し、積極的に支援する。(①)	・県広報誌等に、耐震化の必要性に係る啓発記事を掲載(②)・防災ITセミナー開催の機会を捉え、在宅避難の条件である住まいの耐震化について啓発する(②)
高松市	地域コミュニティセンターの協力を得て、自治会を通じ広く耐震補助制度の活用を促す。	77	35	地域コミュニティセンター(10ヶ所程度)を通じ、自治会へ耐震補助制度の資料を回覧配布依頼(②)	耐震診断の完了実績報告時に申請者に直接または、建築士を通じて、耐震改修補助制度や代理受領制度の説明を行い、耐震改修を促す。(③)	コミュニティにて建築士による無料相談会を年間2回以上、延べ10日実施する。(②)	・広報誌、ホームページ、SNSに耐震補助制度の記事を掲載する。(②)
丸亀市	納税通知書に耐震対策支援のチラシを同封する(②)	20	15	納税通知書に耐震対策支援のチラシを同封する(②)	前年度に耐震診断を行い、未だ耐震改修を行っていない者へ電話連絡、パンフレットにて低コスト工法等の啓発を行い耐震改修を促す(③)	県と連携し、建築士による無料相談会を開催する。(①)	・市広報誌に、耐震補助制度の記事を掲載(②)・県と連携して県民向け講座を開催し、補助事業制度概要の説明を行う(②)
坂出市	広報誌やTwitterで補助制度の周知広報活動を重点的に実施する(②)	25	13	古い木造住宅密集地を対象に、重点的にポスティングを実施する(②)	耐震診断後に耐震改修工事を行っていない住民に、耐震改修補助制度、低コスト工法の資料を送付し、耐震改修を促す(③)	改修事業者と住宅所有者との相談会を年1回実施する。(①)	・広報誌(3回程度)、ホームページ、Twitterで、補助制度を周知 ・住民向けに耐震講座を開催(②)
普通寺市	自治会や他部局等との連携・協力を得て、多様な発信方法による普及啓発を実施しする。	15	5	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシ(14,000部程度)を同封する(②)	・改修工事申請に至っていない市民への個別案内書類のDM発送(③)・耐震診断実施後に申請者にヒアリングを対面若しくは電話で行い、耐震改修への移行を促す(③)	・県主催の改修事業者向け講習会チラシ等の配布(①)・市内の住民向けに建築士による個別相談会を2回開催(リフォーム補助事業相談との共催)(①②)	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)・他イベントにて補助事業チラシの配布及び事業概要説明(②)
観音寺市	耐震化に直結しやすい、耐震無料相談会を例年、平日に本庁舎において開催していたが、例年の耐震無料相談会に加え、日曜日に地区公民館等で開催することで、更なる参加者の増加を見込む。	20	15	地元自治会単位と連携した普及啓発活動(コロナウィルスの5類への引下げ状況次第ではあるが、段階的に戸別訪問やポスティングを主体とした地道な取組みに努める)(②)	耐震診断を実施した方に、低コスト工法の事例紹介やメリットについて説明を行い、概算工事費の試算提案も含めた普及啓発に努め、耐震改修の促進を図る。(③)	県と連携し、改修事業者向けの技術力向上に係る技術講習会を年1回以上開催(①)	自治会総会の配布資料に耐震補助制度のリーフレット及び耐震無料相談会の開催案内資料を同封し、自治会全戸回覧を行い広く事業の普及啓発の促進を図る。(②)
さぬき市	過去に耐震対策を実施した住宅の近隣住民に対し、チラシを配布する(2地区各20戸程度)(②)	15	6	過去に耐震対策を実施した住宅の近隣住民に対し、チラシを配布する(2地区各20戸程度)(②)	耐震診断完了後、一定期間の間に改修の申請が無かった住民に対し、意向調査とチラシの送付を実施(③)	建築士による個別相談会を開催(②)	・広報誌・ホームページに耐震補助制度の記事を掲載(②)
東かがわ市	業者・自治体などと連携し、無料相談会や現場見学会での参加者を増やさせ、耐震化補助事業に繋げる。	20	10	耐震化が促進されていない地域1~2地区(もしくはポスティング)を実施(30~40戸程度を予定)	DM及び、連絡先が判明している場合は電話での周知等により、耐震関連イベントの案内を実施(①)	現場見学会に併せ、建築士による無料相談会を開催する(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)
三豊市	広く市民に対し、特に避難弱者や空き家バンク購入者、過去に耐震診断を実施した者に対して、補助制度の普及啓発を実施する。また、地元の建築士による無料相談会を年1回以上開催する。	20	12	市内1~2地区を対象に、戸別訪問(もしくはポスティング)を実施する。(②)関係部局と連携し、避難弱者及び空き家バンク購入者に対し、DMや出前講座により補助制度の周知を行う。	耐震診断実施者に、耐震改修の意向を確認する。過去に耐震診断を実施した者に対し、DM等により補助制度を周知するとともに、無料相談会等、耐震関連行事を案内する。(③)	市内の建築士と連携し、無料相談会を開催する。(①)三豊市耐震対策支援事業者名簿を作成し、HP及び窓口にて公表、希望者に配布する。	・広報誌、防災無線、メールマガジン、LINE、HP、自治会回覧等により補助制度を周知する。耐震対策ガイドブックを作成し配布する。
土庄町	空き家対策関連部局と連携し、空き家バンク購入・賃借者への耐震改修の啓発を行う。	5	3	木造密集地域を2地域ほど選定し、戸別訪問(もしくはポスティング)を実施する。(②)	耐震診断申請時に改修に係る税制優遇制度と町独自の耐震化リフォーム支援事業の案内を実施し、改修事例(参考程度)を案内する。(③)	各種イベント(産業まつり等)に耐震関連ブースを設置し、個別相談会を開催する。(②)	・広報誌や回覧板等に耐震補助制度の記事を2回以上掲載する。(②)
小豆島町	業者と連携し、低コスト工法を普及させる。(①)	4	4	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	耐震診断後に改修の意向を確認するとともに、耐震関連イベントの案内を実施する。(③)	建築士による個別相談会を開催する。(②)低コスト工法を普及させるため、補助対象となる住宅の要件をH12.5以前に建てられたものに拡大する。(①)	・広報誌・HPに耐震補助制度の記事を記載する。(②)
三木町	耐震化が促進されていない1~2地区に個別訪問(もしくはポスティング)を実施する。(②)	5	2	三木町内において、耐震化が促進されていない1~2地区に、戸別訪問(もしくはポスティング)を実施(30~40戸程度を予定)(②)	耐震診断を実施した者の内、改修工事を行っていない者に対して、改修を促すように通知文書等を発送する。(③)	県と連携して個別相談会を実施する。	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載するほか、防災講演会等で啓発を行う。
直島町	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)県と連携して管内の住民向けに建築士による個別相談会を開催(②)	3	2	危機管理部局、地域の建築士と連携し、管内1地区(20戸程度)の個別訪問を実施、個別訪問が実施できない場合はそれに代わる方法を検討(②)	診断後、未改修の方にDMによる啓発を実施(③)	・県と連携し、改修事業者向けの勉強会を開催(③)・県と連携して管内の住民向けに建築士による個別相談会を開催(②)	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)
宇多津町	地籍調査事業において、住宅の所有者と連絡、現地にて立会する機会を活用し、耐震化の促進を図る。	4	2	地籍調査事業と連携し、宅地の現地立会(戸別訪問)時に耐震化を促す。(②)	耐震診断後、改修を行っていない住宅に対し、改修の意向調査及び改修を促す案内文を送付。(③)	県と連携し、建築士による個別相談会を開催(①)	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)・地籍調査事業と連携し、各種案内時に補助制度のパンフレット等を同封。(②)
綾川町	耐震診断後に改修を実施していない者に対しダイレクトメール等の方法により改修を促す(③)	8	5	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	耐震診断後に改修の意向を確認する。また額の確定通知に低コスト工法のパンフレットを同封する。(③)	県と連携して建築士による個別相談会を開催(①)	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)
琴平町	住宅リフォーム補助利用者にもアプローチして、耐震化に繋げる。	4	3	固定資産税通知に補助制度のチラシを同封(②)	過去に耐震診断をされた市民に対して、耐震改修を促したり、無料相談会等の案内等をDMでおこなう。(③)	県と連携し、建築士による個別相談会を開催(①)	町広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)
多度津町	固定資産税通知に補助制度のチラシを同封(②)	8	5	固定資産税通知に補助制度のチラシを同封(②)	耐震診断報告時に耐震改修補助制度、低コスト工法の説明を行い、耐震改修を促進(③)	・県と連携し、改修事業者向けの勉強会を開催(③)・県と連携して住民向けに建築士による個別相談会を開催(①)	町広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②)
まんのう町	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	5	3	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	耐震診断後、耐震改修の意向について確認する。低コスト工法等の啓発を行い耐震改修を促す(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会を開催(③)	・広報誌に補助制度の記事を掲載(②)・県と連携して管内の住民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②)